

政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p>I. 政治資金監査の目的</p> <p>1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p>1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。</p> <p>政治資金規正法の「目的」</p> <p>【参照条文】</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>I. 政治資金監査の目的</p> <p>1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p>1. 政治資金規正法(<u>昭和23年法律第194号</u>)は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。</p> <p>政治資金規正法の「目的」</p> <p>【参照条文】</p> <p>◎<u>政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	法令番号の追記
<p>2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。</p> <p>政治資金規正法の「基本理念」</p> <p>【参照条文】</p> <p>(新設)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。</p> <p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の收受に当たつては、いやしくも国民の疑</p>	<p>2. (略)</p> <p>政治資金規正法の「基本理念」</p> <p>【参照条文】</p> <p>◎<u>政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。</p> <p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の收受に当たつては、いやしくも国民の疑</p>	表現の整理 ※ 以下、枠囲みについては、新旧対照表作成の便宜上、既存の下線は削除した上で、改正箇所のみ下線を引くこととしている。

惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。
(新設)

2. 政治資金監査導入の経緯

6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

政治資金監査の範囲

現行の政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

3. 政治資金監査の基本的性格

7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。

惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。
3 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

2. 政治資金監査導入の経緯

6. (略)

政治資金監査の範囲

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下「令和6年改正法」という。）による改正前の政治資金規正法に基づく政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上された全ての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていなかった。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、このような制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

令和6年改正法により、登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」が追加された。

これは、政治団体における「収入総額」は、「前年からの繰越し額」と「本年の収入額」を加えたものであり、「収入総額」から「支出総額」を引いた金額が「翌年への繰越し額」となるところ、国会議員関係政治団体について、保有する金銭を銀行等への預貯金の方法により保管するものとし、その預貯金口座の残高の額と「翌年への繰越し額」が一致することを確認することによって、収入全体について適切な政治資金監査が行われることとなると考えられ、定められたものである。

3. 政治資金監査の基本的性格

7. 政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）の改正内容の反映

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の改正内容（以下本欄において「法改正内容」という。）の反映

同上

表現の整理

<p>8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の<u>すべて</u>の支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の<u>すべて</u>の支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が、<u>あわせて翌年への繰越しの金額について、預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうかが、外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。</u> <p>10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、<u>支出及び翌年への繰越しの状況</u>を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。 <p>11. (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p>
---	--

当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと。
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合する全数調査により実施すること。

(新設)

- ③ 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること。

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となるものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の確認）において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと。
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなる全ての領収書等とを突合する全数調査により実施すること。

- ③ 翌年への繰越しの金額が預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうか等を残高確認書及び差額説明書に基づいて確認すること。

- ④ 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること。

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容及び翌年への繰越しの状況の不明確さを排除することが可能となるものであり、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の確認）において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

法改正内容の反映

同上

同上

表現の整理

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

【参照条文】

(新設)

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 (略)

- 2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. (略)

政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）(抄)

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 (略)

- 2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

同上

法改正内容の反映

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
(新設)

3～6 (略)

政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）
第29号様式（第16条関係）
(備考)
3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

五 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

3～6 (略)

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）(抄)
第31号様式（第16条関係）
(備考)
3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

法改正内容の反映

表現の整理
政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第80号）の改正内容（以下本欄において「省令改正内容」という。）の反映（令和8年1月1日施行）

旧	新	改定の概要
<p>II．登録政治資金監査人</p> <p>1．登録政治資金監査人の資格</p> <p>(1) 資格</p> <p>2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。</p> <p>① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）</p> <p>② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者</p> <p>③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</p> <p>④ <u>2号団体</u>にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>（新設）</p> <p>⑤ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者</p>	<p>II．登録政治資金監査人</p> <p>1．登録政治資金監査人の資格</p> <p>(1) 資格</p> <p>2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）</u>にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>⑤ <u>法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）</u>にあっては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（以下「3号団体関係国会議員」という。）又は3号団体関係国会議員の配偶者</p> <p>⑥ （略）</p>	<p>法令番号の追記</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p>

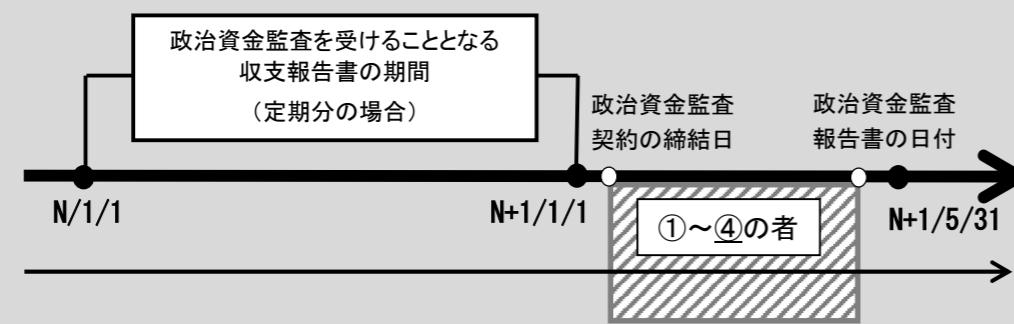
<p>「公職の候補者」とは</p> <p>公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。</p> <p>【参照条文】</p> <p>(新設) (定義等)</p> <p>第3条（略） 2・3（略） 4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。 5（略）</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号） (公職の定義)</p> <p>第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。</p>	<p>「公職の候補者」とは</p> <p>公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。</p> <p>【参照条文】</p> <p>◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄） (定義等)</p> <p>第3条（略） 2・3（略） 4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。 5（略）</p> <p>◎公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄） (公職の定義)</p> <p>第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。</p>	<p>表現の整理</p> <p>同上</p>
<p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記<u>6.①</u>から<u>④</u>までの業務制限に該当してはならない。</p> <p>また、自ら作成・微取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記<u>6.⑤</u>に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記 <u>6.①</u>から<u>⑤</u>までの業務制限に該当してはならない。</p> <p>また、自ら作成・微取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記 <u>6.⑥</u>に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p>表現の整理及び法改正内容の反映</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理</p>

業務制限の対象範囲（イメージ）

【上記 6. ①から④の場合】

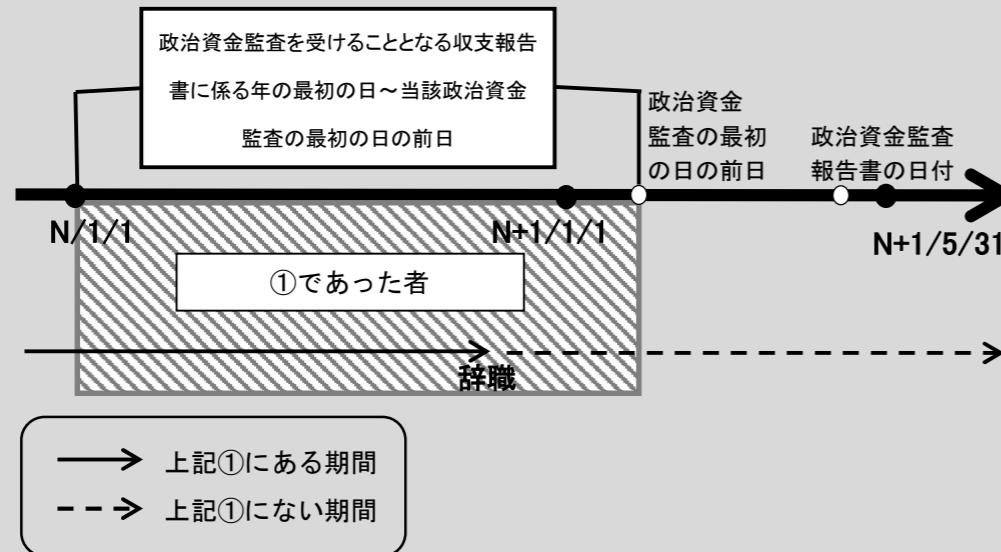
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から④のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
 - ② ①の配偶者
 - ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
 - ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- （新設）



【上記 6. ⑤の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。

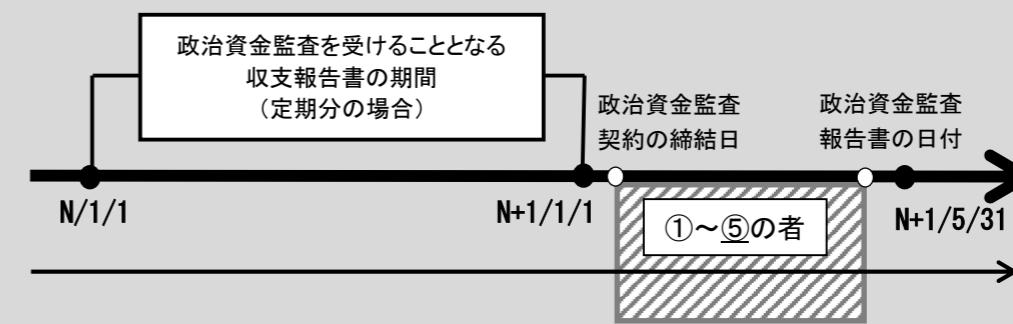


業務制限の対象範囲（イメージ）

【上記 6. ①から⑤の場合】

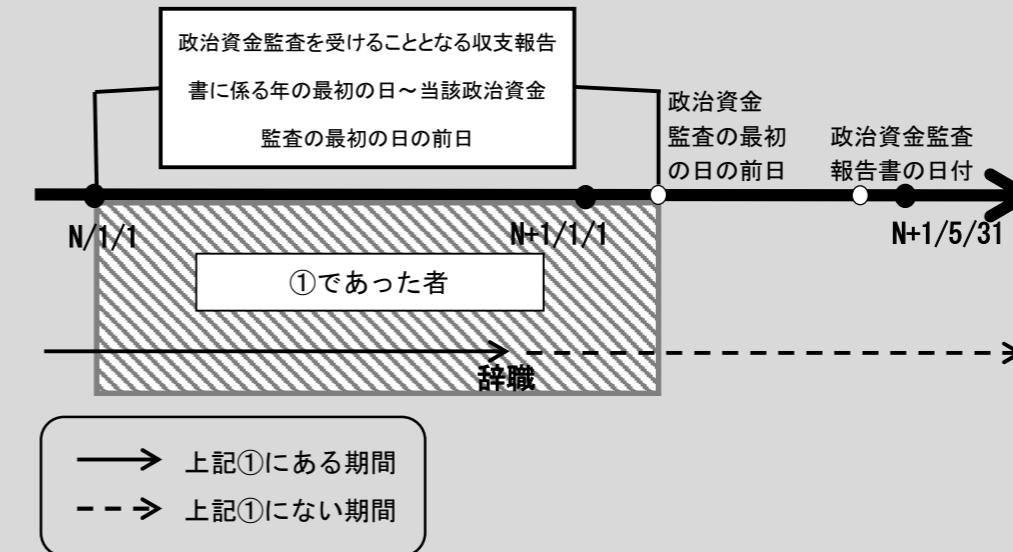
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から⑤のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- ⑤ 3号団体に係る当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（3号団体関係国会議員）又は3号団体関係国会議員の配偶者



【上記 6. ⑥の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



法改正内容の反映

同上

同上

同上

表現の整理

<p>2. 登録政治資金監査人の職務</p> <p>8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。 <p>(新設)</p> <p>9. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。</p> <p>10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</p> <p>3. 登録政治資金監査人の責任</p> <p>11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。 	<p>2. 登録政治資金監査人の職務</p> <p>8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 (略) (略) (略) 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。 <p>9. (略)</p> <p>10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を作成する義務、収支報告書が法に従って作成されていることについて代表者に対し説明する義務及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</p> <p>3. 登録政治資金監査人の責任</p> <p>11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。 (略) 	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>表現の整理及び法改正内容の反映</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の改正内容の反映</p>
--	---	---

<p>12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。 	<p>12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。 	<p>（令和7年6月1日施行） 法令番号の追記</p>
--	--	---------------------------------

旧	新	改定の概要
<p>III. 国会議員関係政治団体</p> <p>1. 国会議員関係政治団体の定義</p> <p>1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部、<u>派閥・政策研究団体</u>及び政治資金団体を除く。）をいう。</p> <p>【1号団体】 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）</p> <p>【2号団体】 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）</p> <p>(新設)</p> <p>【みなし1号団体】 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）</p> <p>(新設)</p>	<p>III. 国会議員関係政治団体</p> <p>1. 国会議員関係政治団体の定義</p> <p>1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）をいう。</p> <p>【1号団体】 (略)</p> <p>【2号団体】 (略)</p> <p>【3号団体】 <u>法第5条第1項第1号に掲げる団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（いわゆる派閥・政策研究団体）（法第19条の7第1項第3号）</u></p> <p>【みなし1号団体】 (略)</p> <p>2. 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において以下のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及び翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される（法第19条の16の3第1項）。</p> <p>① 同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。②において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）</p> <p>② 同一の3号団体から受けた寄附の金額</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

(新設)	<u>2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管</u>	法改正内容の反映
(新設)	<u>3. 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする（法第19条の8の2）。</u>	同上
(新設)	<u>3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務</u>	同上
(新設)	<u>4. 国会議員関係政治団体の代表者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督すること（法第19条の12の2）。 ・ 隨時又は定期に、以下に掲げる事項を確認すること（法第19条の12の3）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 ② 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 ・ 隨時又は定期に行った確認の結果及び当該国会議員関係政治団体の会計責任者が行った説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付すること（法第19条の14の2第2項）。 	同上
<u>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</u>	<u>4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</u>	表現の整理
<u>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る<u>すべて</u>の収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。 ・ <u>すべて</u>の支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徵すこと（法第11条第1項・第19条の9）。 ・ 每年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。 ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徵し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11第2項）。 ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徵し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かった支出の明 	<u>5. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る<u>全て</u>の収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。 ・ <u>全て</u>の支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徵すこと（法第11条第1項・第19条の9）。 ・ （略） <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、残高確認書及び差額説明書を、これらに係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11の3）。 ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徵し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かった支出の明 	法改正内容の反映 同上 同上 同上 表現の整理 法改正内容の反映 同上 同上 同上 同上

<p>細書等を作成すること（法第19条の11第1項）。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>（新設）</p> <p>4. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、<u>登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書</u>を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1の2号）。</p>	<p>細書等を作成すること（法第19条の11）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が2以上の口座を有する場合には、その合計額。以下同じ。）と一致しているかどうかを確認すること（法第19条の11の2第1項）。 ・ 上記確認により収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、差額説明書を作成すること（法第19条の11の2第2項）。 ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、<u>登録政治資金監査人の政治資金監査</u>を受けること（法第19条の13第1項）。 ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面（以下の書面）を示して説明すること（法第19条の14の2第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 領収書等の写し（領収書等を徵し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出） ② 領収書等を徵し難かった支出の明細書 ③ 振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し ④ 政治資金監査報告書 <p>6. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、<u>政治資金監査報告書</u>を当該収支報告書に併せて提出するとともに、<u>当該国会議員関係政治団体の代表者が交付した確認書</u>を当該収支報告書に添付しなければならない（法第19条の14・第19条の14の2第4項）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1の2）。</p>	<p>法改正内容の反映 同上</p> <p>同上</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理 法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の改正内容の反映（令和7年6月1日施行） 規定の適正化</p>
--	---	---

収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

- (1) 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党支部を含み、政党本部及び政治資金団体を除く。）（2）において同じ。)
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- (2) 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
- (3) 政党本部及び政治資金団体
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

（※1） 収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

（※2） 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条
(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～4 （略）

法第19条の10による読替後の法第17条
(解散の届出等)

収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

- (1) 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党支部を含み、政党本部及び政治資金団体を除く。）（2）において同じ。)
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- (2) 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
- (3) 政党本部及び政治資金団体
 - 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

（※1） 収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

（※2） 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読替後の同法第12条
(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～4 （略）

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読替後の同法第17条
(解散の届出等)

表現の整理

同上

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2~4 (略)

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの）（振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）
- ・ 政治資金監査報告書

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、第12条第1項の規定の例により報告書を提出しなければならない。

2~4 (略)

法改正内容の反映

表現の整理

同上

同上

同上

同上

法改正内容の反映

同上

法改正に伴う会計帳簿・収支報告書作成ソフトの活用に係る記載の追加

(新設)

7. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、上記6.による収支報告書及び政治資金監査報告書の提出並びに確認書の添付については、オンラインにより行うものとする（法第19条の15）。

(新設)

会計帳簿・収支報告書作成ソフト

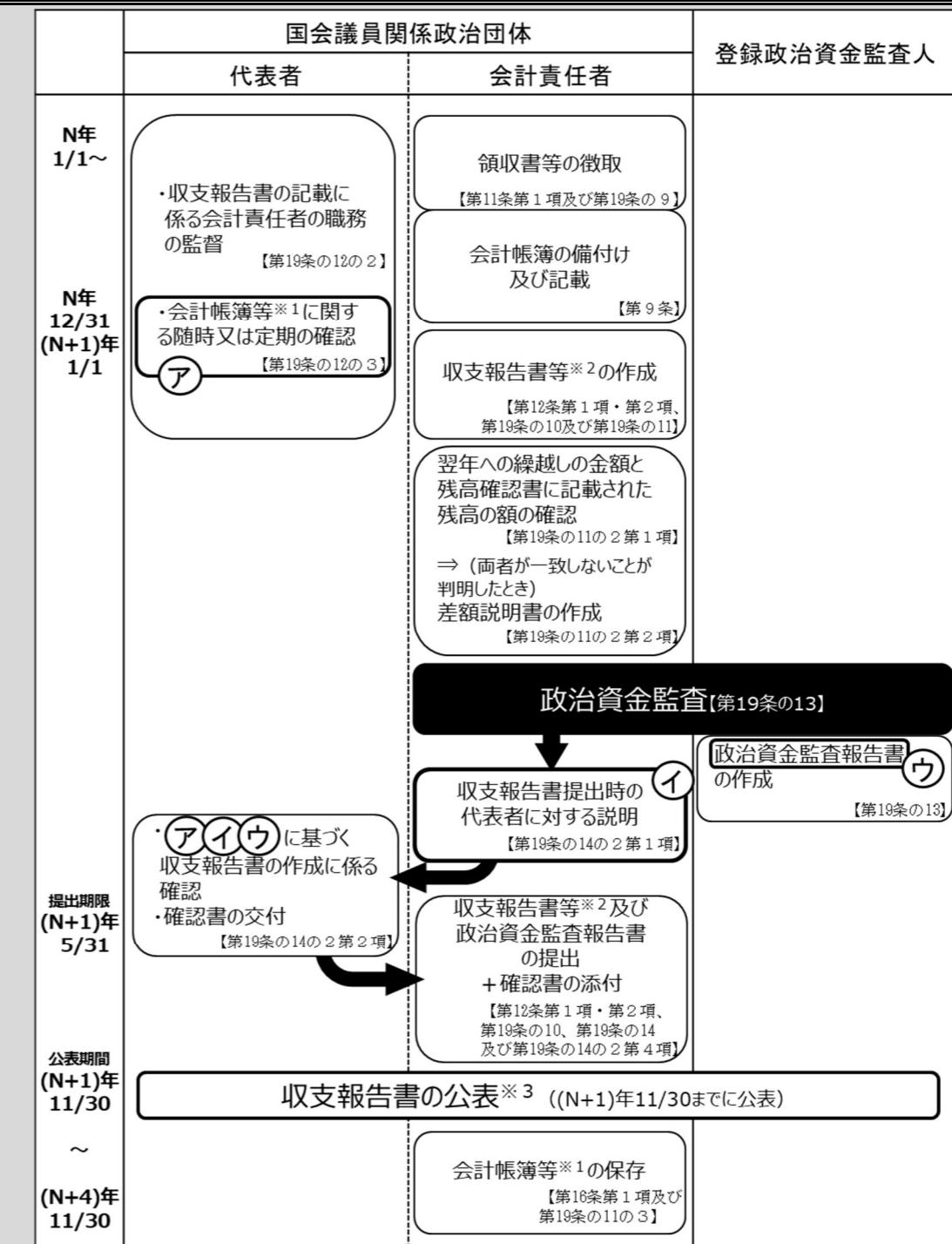
国会議員関係政治団体の会計責任者は、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書の提出を「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を使用して行うものとされている。その際、総務省が無償で提供している「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」を使用して収支報告書を作成することとなる。当該ソフトの自動計算機能やエラーチェック機能により計算誤り等を防ぐことができる。

さらに、会計帳簿の作成に当たっても、当該ソフトを活用して日々の会計データを入力することにより、会計帳簿に係る電磁的記録を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成でき、計算誤り等を防ぐことができる。

このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のサイトからダウンロードすることができる。

(新設)

国会議員関係政治団体の収支報告に関するフローチャート



※1 「会計帳簿等」:

- ・会計帳簿
- ・明細書
- ・領収書等
- ・領収書等を微し難かった支出の明細書
- ・振込明細書に係る支出目的書
- ・振込明細書
- ・残高確認書
- ・差額説明書

※2 「収支報告書等」:

- ・収支報告書
- ・領収書等の写し
- ・領収書等を微し難かった支出の明細書
- ・振込明細書に係る支出目的書
- ・振込明細書の写し

※3 収支報告書が公表されている期間中は、収支報告書のデータベースを用いた公表
((N+1)年12/31までに公表開始)も行われる。
【初年分(令和8年分)は令和10年4月1日までに公表開始】

国会議員関係政治団体の
収支報告に関するフロー
チャートの追加

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	表現の整理																																																
<p>5. 次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体 ② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体 (新設) <p>これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。</p> <p>なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。</p>	<p>8. 以下の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体 ③ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体の特例に係る規定(これに係る罰則を含む。)が適用される政治団体 <p>これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年③の場合、国会議員関係政治団体から一定の寄附を受けた年及び翌年)の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類並びに翌年への繰越しの状況に係る残高確認書及び差額説明書について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。</p> <p>(削除)</p>	同上																																																
<p>6. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体(以下「その他の政治団体」という。)のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。</p>	<p>9. (略)</p>	法改正内容の反映																																																
<p>7. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。</p>	<p>10. 支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。</p>	同上																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国会議員関係 政治団体</th> <th>資金管理団体</th> <th>その他の政治団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計帳簿</td> <td colspan="3">すべての支出</td> </tr> <tr> <td>明細書</td> <td colspan="3">すべての支出</td> </tr> <tr> <td>領収書等</td> <td>すべての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込明細書</td> <td>すべての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>領収書等を徴し 難かった支出の 明細書</td> <td>すべての支出</td> <td>人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出</td> <td>経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出</td> </tr> </tbody> </table>		国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	会計帳簿	すべての支出			明細書	すべての支出			領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出		振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出		領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国会議員関係 政治団体</th> <th>資金管理団体</th> <th>その他の政治団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計帳簿</td> <td colspan="3">全ての支出</td> </tr> <tr> <td>明細書</td> <td colspan="3">全ての支出</td> </tr> <tr> <td>領収書等</td> <td>全ての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込明細書</td> <td>全ての支出</td> <td>1件5万円以上の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>領収書等を徴し 難かった支出の 明細書</td> <td>全ての支出</td> <td>人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出</td> <td>経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出</td> </tr> </tbody> </table>		国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	会計帳簿	全ての支出			明細書	全ての支出			領収書等	全ての支出	1件5万円以上の支出		振込明細書	全ての支出	1件5万円以上の支出		領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出	同上
	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																																															
会計帳簿	すべての支出																																																	
明細書	すべての支出																																																	
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出																																																
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出																																																
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出																																															
	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																																															
会計帳簿	全ての支出																																																	
明細書	全ての支出																																																	
領収書等	全ての支出	1件5万円以上の支出																																																
振込明細書	全ての支出	1件5万円以上の支出																																																
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出																																															

振込明細書に係る支出目的書	<u>すべて</u> の支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出	振込明細書に係る支出目的書	<u>全て</u> の支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出	収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
8. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。				11. (略)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴取義務がないため） ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあっては1件5万円以上の人件費に係る支出、他の政治団体にあっては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため） 				12. (略)			
9. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。							

旧	新	改定の概要
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針	IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針	
<p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。 登録政治資金監査人は、使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。 <p>(新設)</p>	<p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) (略) (略) (略) <u>国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書の確認は、会計帳簿等の関係書類に係る随時又は定期の確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき行われることを念頭に、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成しなければならないこと。</u> <u>政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならないこと。</u> 	法改正に伴う留意事項の追加
<p>「密接な身分関係」とは</p> <p>密接な身分関係とは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「II. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。</p>	<p>「密接な身分関係」とは</p> <p>密接な身分関係とは、<u>政治資金規正法</u>第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「II. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。</p>	表現の整理
<p>2. 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と<u>すべて</u>の領収書等とを突合することが必要であること。</p>	<p>2. 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と<u>全て</u>の領収書等とを突合することが必要であること。</p>	法改正内容の反映

<p>全数調査</p> <p>領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、<u>すべて</u>の支出について領収書等の徴取が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、<u>すべて</u>の支出を確認することが法の要請と考えられる。</p> <p>また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。</p>	<p>全数調査</p> <p>領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、全ての支出について領収書等の徴取が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、全ての支出を確認することが<u>政治資金規正法</u>の要請と考えられる。</p> <p>また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>表現の整理</p>
<p>3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。</p>	<p>3. (略)</p>	
<p>国会議員関係政治団体の主たる事務所</p> <p>国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。</p>	<p>国会議員関係政治団体の主たる事務所</p> <p>国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、<u>政治資金規正法</u>第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。</p>	<p>同上</p>
<p>4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。</p>	<p>4. (略)</p>	
<p>現物の確認</p> <p>平成19年の法改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。</p>	<p>現物の確認</p> <p>平成19年の<u>政治資金規正法</u>改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。</p>	<p>同上</p>
<p>4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項</p> <p>(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任</p>	<p>4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項</p> <p>(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任</p>	
<p>16. 国会議員関係政治団体の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。 ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>すべて</u>の記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。 	<p>16. 国会議員関係政治団体の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>全て</u>の記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。 	<p>法改正内容の反映</p>

<p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。</p> <p>24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。</p> <p>26. 政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収が必要とされていること。</p>	<p>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</p> <p>23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。</p> <p>24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法<u>(昭和42年法律第23号)</u>第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。</p> <p>26. 政治資金監査報酬は、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u>第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収が必要とされていること。</p>	<p>政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第49号）の改正内容の反映</p> <p>法令番号の追記</p> <p>同上</p>
--	--	---

(新設)

政治資金監査に関するフローチャート

政治資金監査に関するフローチャートの追加

監査契約締結

- 業務制限の有無の確認

監査事前準備

【登録政治資金監査人】

- 監査日程の協議・決定
- 監査実施体制の確認

【国会議員関係政治団体】

- 会計帳簿、領収書等の集約
- 領収書等の整理（項目別・日付順）

現場での監査

- 全数調査
- 監査の実施場所：政治団体の主たる事務所
- 現物の確認
- 政治資金監査チェックリストの活用

書面監査

- ・ 監査事項：1号～5号監査事項

会計責任者等に対するヒアリング

- ・ ヒアリング事項：書面監査では支出の状況が確認できなかったもの等

監査報告書作成

- 政治資金監査報告書記載例・政治資金監査報告書チェックリストの活用

旧	新	改定の概要
<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。</p> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一覧表を作成した日付 ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 ・ 保存対象書類の名称及び冊数 <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>保存対象書類一覧表（例）</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分) ※補助簿・日計表を含む。 ・ 明細書綴り 1冊 ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分) ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 ・ 領収書等を徵し難かつた支出の明細書 1通 <p>令和×年×月×日 ○○○○ (国会議員関係政治団体名) 会計責任者 ○○ ○○</p> </div>	<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</p> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一覧表を作成した日付 ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 ・ 保存対象書類の名称及び冊数 <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>保存対象書類一覧表（例）</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分) ※補助簿・日計表を含む。 ・ 明細書綴り 1冊 ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分) ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 ・ 領収書等を徵し難かつた支出の明細書 1通 ・ 残高確認書（添付書類を含む。） 1通 ・ 差額説明書 1通 <p>令和×年×月×日 ○○○○ (国会議員関係政治団体名) 会計責任者 ○○ ○○</p> </div>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p>

<p>2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">会計帳簿等の保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">【参照条文】 法第19条の11による読み替後の法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)</td></tr> </tbody> </table>	会計帳簿等の保存期間	【参照条文】 法第19条の11による読み替後の法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)	<p>2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">会計帳簿等の保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">【参照条文】 ◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の11の3による読み替後の同法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、第19条の11の2第1項に規定する残高確認書及び同条第2項に規定する差額説明書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)</td></tr> </tbody> </table>	会計帳簿等の保存期間	【参照条文】 ◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の11の3による読み替後の同法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、第19条の11の2第1項に規定する残高確認書及び同条第2項に規定する差額説明書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)	<p>法改正内容の反映 表現の整理及び法改正内容の反映 法改正内容の反映 同上</p>
会計帳簿等の保存期間						
【参照条文】 法第19条の11による読み替後の法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)						
会計帳簿等の保存期間						
【参照条文】 ◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の11の3による読み替後の同法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、第19条の11の2第1項に規定する残高確認書及び同条第2項に規定する差額説明書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。 2 (略)						
<p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</td> </tr> </table> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。</p> <p>(1) 領収書等の記載事項の確認</p> <p>7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。</p>	二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。	<p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。</p> <p>(1) 領収書等の記載事項の確認</p> <p>7. (略)</p>	<p>同上 同上</p>			
二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。						

振込みの方法により支出をした場合	振込みの方法により支出をした場合
<p>振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徵し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徵し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときには、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）</p>	<p>振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徵し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徵し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときには、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）</p>
<p>○払込金受領証の取扱い</p>	<p>○払込金受領証の取扱い</p>
<p>公共料金やネット販売の代金などを金融機関（ゆうちょ銀行及び郵便局を含む。）やコンビニエンスストアにおいて払取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額及び年月日の記載の有無を確認することになる。</p>	<p>公共料金やネット販売の代金などを金融機関（ゆうちょ銀行及び郵便局を含む。）やコンビニエンスストアにおいて払取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額及び年月日の記載の有無を確認することになる。</p>
<p>支出の目的、金額及び年月日が<u>すべて</u>記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになる。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。</p>	<p>支出の目的、金額及び年月日が<u>全て</u>記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになる。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。</p>
<p>一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要である。</p>	<p>一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要である。</p>
<p>① 金融機関において支払った場合</p>	<p>① 金融機関において支払った場合</p>
<p>金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当する。</p>	<p>金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当する。</p>
<p>この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになる。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。</p>	<p>この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになる。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。</p>
<p>② コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合</p>	<p>② コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合</p>
<p>コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しない。</p>	<p>コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、<u>政治資金規正法上の振込明細書</u>にも該当しない。</p>
<p>コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徵し難かった事情に該当すると考えられる。この場合には、領収書等を徵し難かった支出の明細書を作成することになる。</p>	<p>コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徵し難かった事情に該当すると考えられる。この場合には、領収書等を徵し難かった支出の明細書を作成することになる。</p>
<p>なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一緒にして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになる。</p>	<p>なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一緒にして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになる。</p>

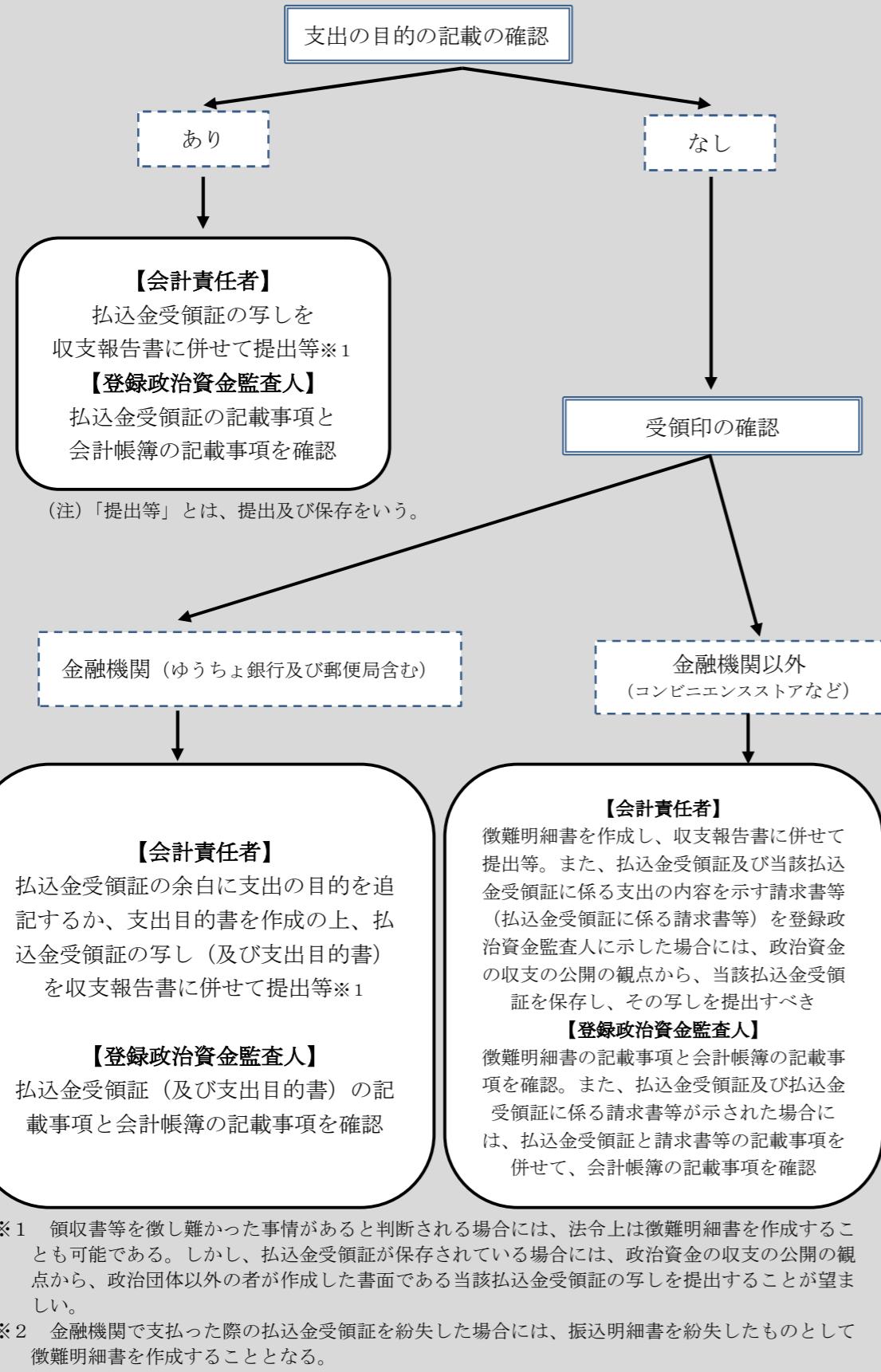
また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきである。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなるので、確認すること。

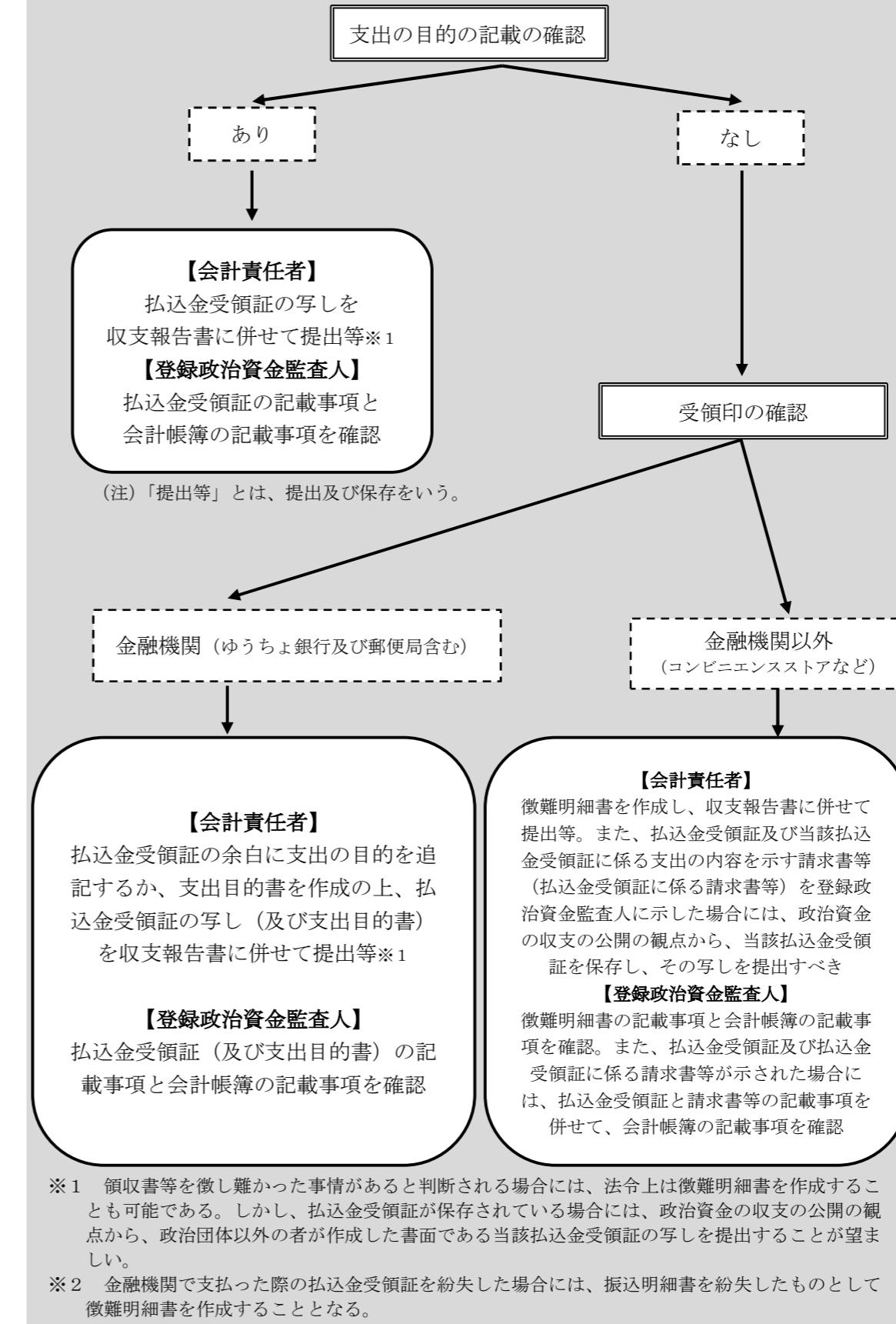
また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきである。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなるので、確認すること。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



<p>(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求</p> <p>8. 領収書等又は振込明細書が微取漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。領収書等亡失等一覧表の様式は、政治資金監査報告書記載例（3）別添を参照。）の提出を会計責任者に求めること。</p>	<p>(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求</p> <p>8. (略)</p>	
<p>領収書等亡失等一覧表について</p> <p>政治資金監査において突合すべき書面がない支出（人件費を除く。）については、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求め、登録政治資金監査人に提出させることになる。</p> <p>この領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものであり、収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。</p> <p>【参照条文】</p> <p>(新設)</p> <p>（収支報告書等の保存及び閲覧等）</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>領収書等亡失等一覧表について</p> <p>政治資金監査において突合すべき書面がない支出（人件費を除く。）については、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求め、登録政治資金監査人に提出させることになる。</p> <p>この領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものであり、収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。</p> <p>【参照条文】</p> <p>◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）</p> <p>（収支報告書等の保存及び閲覧等）</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面、第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は第19条の14の2第4項の規定による確認書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>表現の整理</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p>
<p>(3) 高額領収書等のあて名等の確認</p> <p>10. 法の規定上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。</p>	<p>(3) 高額領収書等のあて名等の確認</p> <p>10. (略)</p>	
<p>高額領収書等のあて名の確認</p> <p>法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の微取が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団</p>	<p>高額領収書等のあて名の確認</p> <p>政治資金規正法上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の微取が徹底されれば、平成19年の政治資金規正法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないと</p>	<p>表現の整理</p> <p>同上</p>

<p>体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できること等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。</p>	<p>した場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できること等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。</p>	
<p>11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。</p>	<p>11. (略)</p>	
<p>あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等</p> <p>法の規定上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないとするることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。</p>	<p>あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等</p> <p>政治資金規正法上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないとするることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。</p>	表現の整理
<p>(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認</p>	<p>(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認</p>	
<p>16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに<u>すべて</u>の支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。</p>	<p>16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに<u>全て</u>の支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。</p>	法改正内容の反映
<p>17. 会計帳簿と<u>すべて</u>の領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。</p>	<p>17. 会計帳簿と<u>全て</u>の領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。</p>	同上
<p>「会計帳簿の必要記載事項」とは</p> <p>会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における<u>すべて</u>の支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。</p>	<p>「会計帳簿の必要記載事項」とは</p> <p>会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における<u>全て</u>の支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。</p>	同上
<p>【参照条文】</p> <p>(新設) (会計帳簿の備付け及び記載)</p> <p>第9条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体</p>	<p>【参照条文】</p> <p>◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄） （会計帳簿の備付け及び記載）</p> <p>第9条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体</p>	表現の整理

<p>に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>すべて</u>の支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>全て</u>の支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第19条の11、<u>第19条の12の3</u>、第19条の13、<u>第19条の16及び第19条の16の2</u>において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認すること。</p> <p>また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。</p> <p>なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の收支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。</p> <p>また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。</p>	<p>18. (略)</p>	
<p>当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類</p> <p>領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、<u>法の規定</u>上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。</p> <p>なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のようの場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合 ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合 	<p>当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類</p> <p>領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、<u>政治資金規正法</u>上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。</p> <p>なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のようの場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合 ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合 	<p>表現の整理</p>

政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

(1) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

○領収書等とは

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徵さなければならない。

(2) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がある場合は、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)がある場合は、これらの書類と突合する。

○領収書等を徵し難かった支出の明細書とは

領収書等を徵し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徵し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

○振込明細書に係る支出目的書とは

振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。

政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

(1) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

○領収書等とは

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、領収書等を徵さなければならない。

(2) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がある場合は、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)がある場合は、これらの書類と突合する。

○領収書等を徵し難かった支出の明細書とは

領収書等を徵し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徵し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

○振込明細書に係る支出目的書とは

振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。

法改正内容の反映

19. 人件費については、上記 17. 及び 18. の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

「人件費」とは

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

「人件費」とは

【参照条文】

◎政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

表現の整理

政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

- (1) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。
- (2) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されているときは、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。
- それ以外のときは、「賃金台帳や源泉徴収簿等の入件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」と突合する。
- 賃金台帳とは
労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものと。いう。
- 源泉徴収簿とは
所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

労働基準法（昭和22年法律第49号）

（賃金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の入件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

- (1) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。
- (2) 当該支出に領収書等を徵し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されているときは、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。
- それ以外のときは、「賃金台帳や源泉徴収簿等の入件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」と突合する。
- 賃金台帳とは
労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものと。いう。
- 源泉徴収簿とは
所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）(抄)

（賃金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の入件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

表現の整理

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等にないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載さ

れている場合

- 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

(1) 住所の特定が困難な場合について

領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

(2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

(3) 住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合について

会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

ただし、法の規定上、会計帳簿の備考欄には、すべての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておかなければならぬ。

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

(1) 住所の特定が困難な場合について

領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、政治資金規正法に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

(2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

(3) 住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合について

会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

ただし、政治資金規正法上、会計帳簿の備考欄には、全ての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておかなければならぬ。

表現の整理

表現の整理及び法改正
内容の反映

(例)					
支出の目的 項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
1 経常経費					
(2) 光熱水費	ガス料金	8,095	R○. 5.24	○○ガス	
(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,080	R○. 11.30	○○ストア	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町○-○-○
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	コインパーキング駐車代	1,200	R○. 6.20	○○パーク	東京都港区赤坂以下不明
	タクシー代	1,680	R○. 10.21	○○タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
(4) 調査研究費	書籍購入費	3,853	R○. 2. 3	○○ Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州 以下不明
支出の総額					

(例)					
支出の目的 項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
1 経常経費					
(2) 光熱水費	ガス料金	8,095	R○. 5.24	○○ガス	
(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,080	R○. 11.30	○○ストア	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町○-○-○
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	コインパーキング駐車代	1,200	R○. 6.20	○○パーク	東京都港区赤坂以下不明
	タクシー代	1,680	R○. 10.21	○○タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
(4) 調査研究費	書籍購入費	3,853	R○. 2. 3	○○ Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州 以下不明
支出の総額					

21. 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており（法第9条第2項）、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

【参照条文】

（新設）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第9条（略）

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

政治資金規正法施行規則（抄）

2 支出簿

（1）支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

21. (略)

会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており（政治資金規正法第9条第2項）、政治資金規正法施行規則において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第9条（略）

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

2 支出簿

（1）支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

（略）

表現の整理

同上

同上

同上

省令改正内容の反映

同上

<p>23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>すべて</u>の支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</p> <p>25. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。</p>	<p>23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>全て</u>の支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</p> <p>25. (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>「収支報告書の必要記載事項」とは</p> <p>収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における<u>すべて</u>の支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。</p>	<p>「収支報告書の必要記載事項」とは</p> <p>収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における<u>全て</u>の支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。</p>	<p>同上</p>
<p>【参照条文】</p> <p>法第19条の10による読み替後の法第12条 (報告書の提出)</p>	<p>【参照条文】</p> <p>◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読み替後の同法第12条 (報告書の提出)</p>	<p>表現の整理</p>
<p>第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 <u>すべて</u>の支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 <u>全て</u>の支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>二の二・三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>同上</p>
<p>収支報告書等の記載方法等に関する見解</p> <p>参考資料 III.) 平成20年度第8回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」等を参照すること。</p>	<p>前払式電子マネーを利用した場合</p> <p>Q1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。</p>	<p>重要事項に係る記載の追加</p>

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、
その分を支出に計上して下さい。
- ② その後、電子マネーを利用した場合には、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として
計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という 2 つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、この Q 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなります。この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）を用いて、簡便に会計帳簿を作成することができます。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

「Suica」などについては、次のQ 3をご覧下さい。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	電子マネーのチャージ	10,000	○. 1. 10	○○電子マネー運営会社	
	合計	10,000			
2 政治活動費 (1)組織活動費	乗車券	300	○. 1. 20	○○旅客鉄道株式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	○. 1. 30	○○(コンビニ)	電子マネーによる購入
(4)調査研究費	乗車券	500	○. 2. 10	○○旅客鉄道株式会社	電子マネーによる購入
	(略)				会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計算ボタン」をクリック
	合計	10,000			
支 出 の 総 額		20,000			

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金額以外のものによる支出相当分	300	○. 1. 20	
	金額以外のものによる支出相当分	200	○. 1. 30	
	金額以外のものによる支出相当分	500	○. 2. 10	
	(略)			
	合計	10,000		
収 入 の 総 額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1 で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと考えられます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者 の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	○. 1. 10	東日本旅客鉄道 株式会社	
	合計	10,000			
	支 出 の 総 額	10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

重要事項に係る記載の追加

クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、物品を購入した時点で、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。
- ② その後、カード会社に支払った時点で、
その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という 2 つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなります。この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（以下参照）を用いて、簡易に会計帳簿を作成することができます。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

また、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧下さい。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者 の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	打ち合わせ食事代	50,000	○. 1. 20	○○(飲食店)	クレジットカードによる購入
(1)組織活動費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	○. 1. 25	○○ホテル	クレジットカードによる購入
(3)機関紙誌の発行その他の事業費					
	合計	80,000			
2 政治活動費	クレジットカード代金支払い	80,000	○. 3. 10	○○カード	
(6)その他の経費	合計	80,000			
	支出の総額	160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に太字部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	○. 1. 20	
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	○. 1. 25	
	合計	80,000		
	取入の総額	80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

Q3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者 の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	ETCカード代金支払い	80,000	○. 3. 10	○○カード	
(6)その他の経費	合計	80,000			

Q4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・現金と同等に広く利用されていること
 - ・クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること
- から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。
- なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

○平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」（抜粋）

当委員会では、(中略)以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- ・クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- ・実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- ・なお、口座振替の利用は「領収書等を徵し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考える。

支出簿

項目	摘要	支出の目的		年月日	支出を受けた者の氏名	備考
		金額	年月日			
2 政治活動費 (1)組織活動費 (3)機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ食事代	50,000	H21.1.20	○○店	クレジットカードによる支払H21.3.10 ○○カード	
	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21.1.25	○○ホテル	クレジットカードによる支払H21.3.10 ○○カード	
	合計	80,000				

26. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

26. (略)

<p>(新設)</p>	<p>政治団体の区分に異動があった場合の収支報告書の窓口に関する留意事項</p> <p>年の途中で、国会議員関係政治団体又は国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体から国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）に政治団体の区分が異動した場合（その他の政治団体から国会議員関係政治団体又は国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体に区分が異動した場合も同様）は、様式（その13）と様式（その14）の金額が一致しないことがある。これは、様式（その14）は、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間又は資金管理団体として指定されていなかった期間に行なった支出については記載を要しないためである。</p> <p>「III. 5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」を参照すること。</p>	<p>政治団体の区分に異動があった場合の収支報告書の窓口に関する留意事項に係る記載の追加</p>
<p>4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</p> <p>四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。</p>	<p>4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</p> <p>(略)</p>	
<p>(1) 一般的事項</p> <p>27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>すべて</u>の支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。</p> <p>28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11第1項）。</p>	<p>(1) 一般的事項</p> <p>27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>全て</u>の支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。</p> <p>28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第19条の11）。</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p>
<p>(新設)</p>	<p>5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項</p> <p>五 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>33. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日（解散等した場合にはその日）における残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされている（法第19条の11の2第1</p>	<p>法改正に伴う新設</p> <p>同上</p> <p>法改正に伴う新設</p> <p>同上</p>

	<p>項)。また、この確認により、翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しないことが判明したときは、差額説明書を作成しなければならないこととされている（法第19条の11の2第2項）。</p> <p>34. 政治資金監査においては、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認すること。その際、残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかについても併せて確認すること。</p> <p>残高確認書の添付書類</p> <p>(4) 残高確認書には、次のいずれかを添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するもの（残高証明書） ・ その他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類 <p>【よくあるご質問】「残高証明書」と「預金又は貯金の状況を示す書類」</p> <p>Q 1 「預金又は貯金の状況を示す書類」とは、どのようなものですか。</p> <p>A 1 以下の書類が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年1月1日以降（※1）に記帳した預貯金通帳の写し（※2） ・ 翌年1月1日以降（※1）に照会した入出金明細（12月31日が照会対象期間に含まれるものに限ります。）（及び現在残高の結果を示す書類） <p>※1 12月31日以前に記帳した預貯金通帳の写しや照会した入出金明細及び現在残高の結果については、その記帳・照会後から12月31日までの間に預貯金残高が変動している可能性があるため、12月31日における「国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類」としては適当ではありません。</p> <p>※2 翌年1月1日以降に記帳したものであっても、同日以降の入出金記録がない場合には、預金通帳の写しに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同日以降に記帳した旨 ・ 会計責任者の記名押印又は署名 <p>を付記してください。</p> <p>総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より</p> <p>35. 翌年への繰越しの金額と残高の額が一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているかどうかを確認すること。</p> <p>36. 収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。</p>	<p>法改正に伴う政治資金監査における新たな確認内容等に係る記載の追加</p> <p>同上</p> <p>法改正に伴う政治資金監査における新たな確認内容等に係る記載の追加</p> <p>同上</p>
--	---	---

(新設)	<p>収支報告書の「翌年への繰越額に係る部分」の検算方法について</p> <p>収支報告書の翌年への繰越額に係る部分について、様式（その2）の「翌年への繰越額」欄の金額が、「収入総額」欄の金額から「支出総額」欄の金額を引いた金額になっているかどうかを検算して確認することとなる。</p>	法改正に伴う政治資金監査における新たな確認内容等に係る記載の追加
	<p><u>37. 収支報告書に翌年への繰越しの金額が0円と記載されている場合であっても、当該金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認する必要があること。</u></p>	同上
	<p>(2) 差額の理由の具体例</p> <p><u>38. 差額説明書に記載される差額の理由の具体例としては、主に以下のような場合が考えられること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>クレジットカードを利用した場合</u> クレジットカードにより物品やサービス等を購入する場合、購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法が認められているところであるが、この場合には、購入時点とクレジットカード利用の口座振替時点にずれが生じることから、購入時点が年内、口座振替時点が翌年となると、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。 • <u>手持ち資金を現金で保有している場合</u> 国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預金又は貯金の口座から現金を引き出して保有することは禁じられておらず、この場合には、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。 <p><u>39. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているかどうかを確認すること。</u></p>	令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由の具体例に係る記載の追加 同上
		令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由がクレジットカードの利用であった場合の確認内容に係る記載の追加

旧	新	改定の概要
<p>VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>領収書等の徴取漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u></p> <p>2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとすること。</p> <p>(1) 会計処理方法</p> <p>(2) 支出項目の区分の分類</p> <p>(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの (新設)</p> <p>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの (新設)</p> <p>6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならず、使用人等のみで行ってはならないこと。</p> <p>会計責任者等に対するヒアリングの対象者</p> <p>会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、<u>その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。</u></p>	<p>VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</p> <p>1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったものについて、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を確認するとともに、書面監査で確認した支出の状況又は翌年への繰越しの状況について、一定の支出に係る適法性等も含め、その詳細を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u></p> <p>2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。</p> <p>2. ヒアリング事項</p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとすること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</p> <p>6. (略)</p> <p>会計責任者等に対するヒアリングの対象者</p> <p>会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの等について、<u>支出の実体又は翌年への繰越しの実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。</u></p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理</p> <p>法改正に伴うヒアリング事項の追加</p> <p>同上</p> <p>法改正内容の反映</p>

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。 なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。	したがって、これらの支出の状況及び翌年への繰越しの状況について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。 なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。	法改正内容の反映
<p>(1) 会計処理方法</p> <p>8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。 ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。 ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。 ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。 ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。 <p>会計責任者の事務の引継ぎ</p> <p>会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるよう、前任の会計責任者に対し引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性とを保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。</p> <p>【参照条文】</p> <p>(新設)</p> <p>(会計責任者の事務の引継ぎ)</p> <p>第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。</p>	<p>(1) 会計処理方法</p> <p>8. (略)</p> <p>会計責任者の事務の引継ぎ</p> <p>会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるよう、前任の会計責任者に対し引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性とを保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。</p> <p>【参照条文】</p> <p>◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）(抄)</p> <p>(会計責任者の事務の引継ぎ)</p> <p>第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。</p>	表現の整理

(2) 支出項目の区分の分類

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めるとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が省令で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の使途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費があるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

[\(参考資料 IV.\) 平成21年度第2回政治資金適正化委員会資料「支出項目の区分の分類について」を参照すること。](#)

(2) 支出項目の区分の分類

10. (略)

支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めるとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が政治資金規正法施行規則で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の使途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費があるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

[政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、以下のとおり分類基準が示されている。](#)

表現の整理

重要事項に係る記載の追加

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関誌紙の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関誌紙の発行その他の事業費	（ア）機関誌紙の発行事業費 機関誌紙の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関誌紙の発行に要する経費 （イ）宣伝事業費 機関誌紙の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購

		入・維持費の類 (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類 (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

(新設)

(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの

16. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的でない場合には、会計責任者等に確認を求めること。

17. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めるこ

(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出

(新設)

- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

法改正に伴うヒアリングにおける確認内容の追加
同上

令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた
ヒアリングにおける確認内容の追加
表現の整理

法改正に伴う支出の状況
の詳細に係るヒアリング
事項の追加

(5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

18. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。以下同じ。）に対する寄附
- ・ (略)

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となつたものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が5万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となつたものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が5万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

- ・ 人件費関係の書類の不備
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い
政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

- ・ 人件費関係の書類の不備
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い
政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

表現の整理

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第56号）の改正内容の反映

17. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。

18. 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。

（新設）

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

19. （略）

20. （略）

21. 国議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の有無を聴取し、該当する寄附がある場合には、法第19条の16の3第2項に基づき、当該政治団体に対し、文書で国議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めること。

22. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

法改正に伴う支出の状況の詳細に係るヒアリング事項の追加

法令番号の追記

「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

【参照条文】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

【参照条文】

◎公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

表現の整理

(新設)	<p><u>(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</u></p> <p>23. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と残高確認書に記載された残高の額が一致しない理由（差額の理由）については、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めること。</p> <p>24. 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していたことの確認を会計責任者等に求めること。</p> <p>25. 「V. 5. (2) 差額の理由の具体例」以外の理由を差額説明書に記載しているものについては、その状況の詳細を会計責任者等に確認すること。</p>	法改正に伴うヒアリングにおける確認内容等の追加 同上
------	---	-------------------------------

旧	新	改定の概要
<h2>VII. 政治資金監査報告書</h2> <p>2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。</p> <p>3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>9. <u>登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が自署すること。</u></p> <p>自署すること 登録政治資金監査人本人が自署していない政治資金監査報告書は、再提出を求められることがあるので留意すること。</p> <p>10. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<h2>VII. 政治資金監査報告書</h2> <p>2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものであること（法第19条の14・法第19条の15）。</p> <p>3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされており、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。</u></p> <p>電子署名 登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものである。このオンライン提出に当たって、登録政治資金監査人においても、政治資金監査報告書に係る電磁的記録を作成し、当該政治資金監査報告書を国会議員関係政治団体に電磁的方法で交付する必要がある。この場合、登録政治資金監査人は、政治資金監</p>	<p>法改正内容の反映 同上</p> <p>同上</p> <p>法改正に伴う登録政治資金監査人の自署に係る記載の削除 同上</p> <p>法改正に伴う登録政治資金監査人の電子署名に係る記載の追加 同上</p>

(新設)

査報告書に自身の電子署名を行うこととなる。

政治資金監査報告書に電子署名を行う手順については、(参考資料 IV.)「電子署名に関する手順」を参照すること。

Q 1 登録政治資金監査人は、必ず電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付しなければなりませんか。

A 1 令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

そのため、登録政治資金監査人は、会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出できるよう、できる限り電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付することが望ましいです。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

政治資金監査報告書の「登録政治資金監査人」欄について

Q 3 政治資金監査報告書の省令様式（政治資金規正法施行規則別記第31号様式）の（備考）において、「2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人が自署すること。」と記載されていますが、電子署名を付与した場合であっても、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要がありますか。

A 3 電子署名が付与された政治資金監査報告書をオンラインにより提出する場合、法令上、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要はありません。

一方で、政治資金監査報告書（及び確認書）は、収支報告書と併せてインターネットを利用する方法により公表されるため、分かりやすさの観点から、登録政治資金監査人の氏名は記載するようにして下さい。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

(1) 監査の概要

13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。

また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載例どおりすべて列記すること。

(1) 監査の概要

13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、あわせて当該年の収支報告書による報告の対象となった全ての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。

また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書」と記載例どおり全て列記すること。

表現の整理
法改正内容の反映

同上

<p>(2) 監査の結果</p> <p>16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査の対象となった事項について<u>すべて確認</u>できた場合、記載例（1）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（4）の例によることが望ましいものであること。 ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（2）の例によること。 ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の（別記）（1）の例によること。 ② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（3）の（別記）（2）の例によること。 ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（3）の（別記）（3）の例によること。 <p>また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（3）の（別記）（1）～（3）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>会計帳簿等の関係書類の記載方法について</p> <p>記載例（1）～（3）のいずれかの例による場合、政治資金監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2 監査の結果（1）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。 <p>なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、<u>法の規定上</u>、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、当該書類は存在しなかつた旨を記載しても差し支えないこと。</p>	<p>(2) 監査の結果</p> <p>16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査の対象となった事項について<u>全て確認</u>できた場合、記載例（1）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（4）の例によることが望ましいものであること。 ・ (略) ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。 <ul style="list-style-type: none"> ①・② (略) ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（3）の（別記）（3）の例によること。 <p>また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（3）の（別記）（1）～（3）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。</p> <p>会計帳簿等の関係書類の記載方法について</p> <p>記載例（1）～（3）のいずれかの例による場合、政治資金監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2 監査の結果（1）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類のみを記載すること。 <p>なお、当該国会議員関係政治団体の支出及び翌年への繰越しの状況により、<u>政治資金規正法上</u>、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、当該書類は存在しなかつた旨を記載しても差し支えないこと。</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>表現の整理</p> <p>同上</p> <p>法改正内容の反映及び表現の整理</p>
---	--	---

<ul style="list-style-type: none"> 「2 監査の結果（3）」については、政治資金監査において、<u>当該書類に基づき</u>収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。 「2 監査の結果（4）」については、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみを記載すること。また、<u>法の規定上</u>、いずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。 <p>(新設)</p> <p>(例) 領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が存在しなかった場合</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、○○○○（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出ではなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「2 監査の結果（3）」については、政治資金監査において、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に<u>基礎となった書類のみ</u>を記載すること。 「2 監査の結果（4）」については、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみを記載すること。また、<u>政治資金規正法上</u>、いずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。 「2 監査の結果（5）」については、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致している場合は、政治資金規正法上、差額説明書を作成する必要がないことから、政治資金監査において、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に<u>基礎となった書類（残高確認書）のみ</u>を記載すること。 <p>(例) 領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）及び差額説明書が存在しなかった場合</p> <p>2 监査の結果</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び残高確認書が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、○○○○（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出ではなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。<u>また、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しており、差額説明書は存在しなかった。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</p> <p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、残高確認書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</p>	<p>表現の整理</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(3) 業務制限</p> <p>17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するもので</p>	<p>(3) 業務制限</p> <p>17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するもので</p>	

あること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

あること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

政治資金規正法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

(4) その他

(新設)

(4) その他

19. 政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましいものであること。

(新設)

政治資金監査報告書の様式

政治資金適正化委員会のホームページにおいて、政治資金監査報告書の様式が以下の8つの類型で掲載されており、同様の類型別に「政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表」も掲載されている。

○政治資金規正法第12条第1項に基づく収支報告書（定期分）

- (1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合
- (2) 会計帳簿に記載不備がある場合
- (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合
- (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

○政治資金規正法第17条第1項に基づく収支報告書（解散分）

- (1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合
- (2) 会計帳簿に記載不備がある場合
- (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合
- (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

表現の整理

政治資金監査報告書の
様式の活用に係る記載
の追加

政治資金監査報告書の
様式に係る記載の追加

<p>2. 政治資金監査報告書記載例</p> <p>(1) 政治資金監査の対象となった事項について<u>すべて</u>確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>政治資金監査報告書 令和×年×月×日</p> <p>○○○○ (国会議員関係政治団体名) 代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○ 登 錄 番 号 第 ×××× 号 研修修了年月日 ×年 ×月 ×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>すべて</u>の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> </div>	<p>2. 政治資金監査報告書記載例</p> <p>(1) 政治資金監査の対象となった事項について<u>全て</u>確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>政治資金監査報告書 令和×年×月×日</p> <p>○○○○ (国会議員関係政治団体名) 代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○ 登 錄 番 号 第 ×××× 号 研修修了年月日 ×年 ×月 ×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>全て</u>の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、<u>支出及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p> </div>	<p>法改正内容の反映</p> <p>※ 以下、記載例について、新旧対照表作成の便宜上、既存の下線は削除した上で、改正箇所のみ下線を引くこととしている。</p> <p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	--

<p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p>
<p>3 業務制限</p> <p>○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※3）。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">以 上</p>	
<p>（※4）その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>すべて</u>の書類を列記すること。 「2 監査の結果」（1）及び（3）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 <p>（2）会計帳簿に記載不備がある場合</p>	<p>（※4）その他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>全て</u>の書類を列記すること。 「2 監査の結果」（1）<u>及</u>（3）<u>及</u>（5）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 <p>（2）会計帳簿に記載不備がある場合</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>○○○○（国会議員関係政治団体名）</p> <p>代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○</p>	<p>政治資金監査報告書</p> <p>令和×年×月×日</p> <p>○○○○（国会議員関係政治団体名）</p> <p>代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○</p>	

<p>登録番号 第××××号 研修修了年月日 ×年×月×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>すべて</u>の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p>	<p>登録番号 第××××号 研修修了年月日 ×年×月×日</p> <p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>全て</u>の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告すること</u>にある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書が保存されていた</u>。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

(新設)	<p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</p>	法改正内容の反映
3 業務制限 ○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※4）。 以上	3（略） 以上	
(※5) その他の留意事項 <ul style="list-style-type: none">・ 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>すべて</u>の書類を列記すること。・ 「2 監査の結果」（1）及び（3）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。	(※5) その他の留意事項 <ul style="list-style-type: none">・ 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>全て</u>の書類を列記すること。・ 「2 監査の結果」（1）、（3）及び（5）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。	同上 同上
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	
<p>政治資金監査報告書 令和×年×月×日</p> <p>○○○○（国会議員関係政治団体名） 代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○ 登 錄 番 号 第 ×××× 号 研修修了年月日 ×年 ×月 ×日</p>	<p>政治資金監査報告書 令和×年×月×日</p> <p>○○○○（国会議員関係政治団体名） 代表 ○○ ○○ 殿</p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○ 登 錄 番 号 第 ×××× 号 研修修了年月日 ×年 ×月 ×日</p>	同上
1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の <u>すべて</u> の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。	1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の <u>全て</u> の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、 <u>残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。</u>	

<p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、○○○○(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2)において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(新設)</p> <p>(別記)(※3)</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)</p> <p>(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円) ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</p> <p>(別記)(略)</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	-------------------------------------

3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。

4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徵取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

（4）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表 ○○ ○○ 殿

登録政治資金監査人 ○○ ○○
登録番号 第 ×××× 号
研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支

（4）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表 ○○ ○○ 殿

登録政治資金監査人 ○○ ○○
登録番号 第 ×××× 号
研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。

(2) (略)

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支

法改正内容の反映

同上

<p>支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 監査の結果</p> <p>私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、<u>残高確認書</u>及び<u>差額説明書</u>が保存されていた。</p> <p>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>法改正内容の反映</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>（※4）他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>すべて</u>の書類を列記すること。 <p>（新設）</p>	<p>（※4）他の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>全て</u>の書類を列記すること。 「2 監査の結果」（1）及び（5）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 	<p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	改定の概要
<p>VIII. その他の留意事項</p> <p>1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用 (新設)</p> <p>(1) 政治資金監査チェックリスト</p> <p>1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行う<u>ことが望ましいものであること。</u></p> <p>(2) 政治資金監査報告書チェックリスト</p> <p>2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用する<u>ことが望ましいものであること。</u></p> <p>2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</p> <p>3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。</p> <p>収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等 (参考資料 <u>V.</u>)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。</p>	<p>VIII. その他の留意事項</p> <p>1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用</p> <p>1. <u>収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なわないようにするため、チェックリストの活用により、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成すること。</u></p> <p>(1) 政治資金監査チェックリスト</p> <p>2. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこと。</p> <p>(2) 政治資金監査報告書チェックリスト</p> <p>3. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用すること。</p> <p>2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</p> <p>4. (略)</p> <p>収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等 (参考資料 <u>III.</u>)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。</p>	<p>チェックリストの活用促進に係る記載の追加</p> <p>チェックリストの活用促進に係る表現の整理</p> <p>同上</p> <p>表現の整理</p>